

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

粉飾決算と更正の請求

Q : 当社では、前々期において融資を受ける都合上、架空売上（売掛金）を計上して確定申告をしました。これは事実と反する経理ですから、申告から1年以内であれば更正の請求ができると思うのですがいかがですか？

A : 次のように取扱われます。

【解説】

国税通則法によりますと、法人の申告に係る課税標準若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき又はその計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるときは、法定申告期限から1年以内に限り更正の請求をすることができますので、いわゆる粉飾決算による過大申告によるものであっても、更正の請求はできると考えられます。

しかし、法人税法では、法人の粉飾決算を税制面からも抑制する意味で、確定申告書に記載された所得金額のうち事実を仮装して経理した金額がある場合には、法人がその後の事業年度の確定した決算において仮装にかかる部分の修正経理をし、かつ、その決算に基づく確定申告書を提出するまでは、税務署長は更正をしないことができるとされています。

したがって、ご質問のような場合は更正の請求をしても、修正経理に基づく確定申告書が提出されるまでは、原則として、減額更正は行われません。また、仮に減額更正がされても、その減額更正による法人税の全部又は一部は還付されずに以後の法人税に順次充当されていきますので、ご注意ください。

